

患者と家族を取り巻く人々に対する看護行為の意味

宮 崎 美砂子・平 山 朝 子 (千葉大学看護学部)

本研究は、在宅ケアの援助過程において、患者と家族を取り巻く援助関係者に働きかける看護行為が、患者と家族に質の高い援助を提供する上で、どのような意味があるかを明らかにすることを目的とした。

2事例の援助過程について、担当した保健婦に対し、非構成的な面接調査を行った。そして、看護行為が誰に向けた働きかけであるかについて、① 患者本人、② 家族・親族、③ 援助関係者に分け、それらの行為が充たそうとしたニーズ及び創出した手段を調べ、③に対する看護行為の特徴を検討した。

その結果、援助関係者に対する看護行為には、以下の特徴が認められた。

1. 「依頼する」「相談する」等、患者の立場に身を置いているからこそ実施できる行為が多く行われていた。2. 患者や家族の真意に沿った医療・看護・福祉サービスの提供や、周囲の人々と協調した社会生活の継続に対するニーズに応じる行為であった。3. 「援助関係者に直接働きかける」「他の関係者を介在させる」「援助関係者同士をつなげる」といった3つの特徴のある手段が用いられていた。

以上より、在宅ケアにおける、援助関係者に対する看護行為の意味とは、本人や家族の気持ちや意向の理解を促し、患者や家族に対する責任性の認識を高めることにより、地域において人々が望む在宅ケア体制づくりを推進することであると考ええる。

KEY WORDS : Participants in Community Care,
Patients Needs, Nursing Activities

I. 目 的

看護は、人々の生活を健康的で自立的なものに整えることを目的とした援助活動である。その本質は、対象となった人が真に望んでいる生活とはどのようなものであるかを援助者として深く理解し、そのニーズに応えていくことにある。

望む生活を整えることに援助者として責任を持ち、それを追求する姿勢を貫こうとすると、看護の機能は、単に個人に適用される状態にとどまるものではない。人間の生活は、生活の営みの基盤である家族、生活共同体としての地域社会と密接に関わっている。それ故に、対象となった人の生活を整えるには、当然のことながら、家族や地域社会にまで広く看護の機能を適用していくことが求められる。

ニーズを充たす手段をみると、看護職が働きかける対象は、① 患者本人、② 家族(親族を含む)、③ 援助関係者に分けられ、特に在宅ケアの支援においては、③が多様であり、③への働きかけが在宅ケアにおける看護の質を高めるのに重要な意味を持っていると思われる。それは、先に、保健婦の援助過程における認識内容を調べたところ¹⁾、全体の約7割が、援助関係者に関する認識で構成されていたことから、推察できる。

在宅ケアにおいて、看護職が援助関係者に働きかける行為は、他職種との連携あるいは社会資源導入の方法に関する文脈で議論されているが、それが看護として本来どのような意味のある行為であるかの追究は、充分に行われていない。

病院施設内のケアにおいては、援助関係者に対する看護職の働きかけは、同じ施設内における医療関係者との協働の議論であり²⁾、また、看護行為というより、看護管理的側面から議論されることが多い^{3) 4)}。

本研究では、在宅ケアの援助過程において、援助関係者に働きかける行為が、患者や家族に質の高い援助を提供する上でどのように役立っているか、看護行為としての意味を明らかにすることを目的とする。

II. 方 法

研究の目的に対し了解の得られた保健婦2名に対し、在宅ケアの援助で成果があがった事例を申告してもらい、援助開始から成果があがるまでの期間の援助過程について、事例の経過、行った援助、保健婦の考えについての非構成的な面接調査を行う。

調査事例は2例であり、概要を表1に示す。

調査内容は録音し、逐語記録を作成する。まず、逐語記録から、保健婦が働きかけた行為の意味や働きかけた対象が異なるごとに1件の行為を抽出する。次いで、抽出した行為を、A. 行為の向けられた対象別に ① 患者

表 1 事例の概要

[事例 1]	
本人：88歳・女性	脳梗塞・胆嚢炎
2年間入院中。寝たきり状態、痴呆症状あり	
IVH 実施・バルンカテーテル装着中	
家族構成：長女56歳，長女の夫56歳，孫娘24歳	
援助期間：8カ月	
援助開始の契機：長女から退院希望の相談を受ける	
援助経過：主治医と会い，本人の退院可能性を相談。IVH が経管栄養に順調に移行すれば退院の可能性ありと医師から意見を得た。本人・家族の在宅療養希望の意向に沿うべく，病院から地域への医療・看護の継続体制，介護負担軽減のための福祉サービス利用体制を整えた。	
[事例 2]	
本人：47歳・女性	不安神経症・精神分裂病疑
家族構成：長女17歳，実父80歳，夫とは数年前に離婚	
援助期間：8カ月	
援助開始の契機：福祉事務所児童相談員から，長女が不登校という情報を伝えられ，援助依頼を受ける	
援助経過：長女が不登校，父親が痴呆という問題状況に本人は遭遇し，このままだと自分はホームレスになってしまうのではないかと不安を訴えた。医学的判断が必要な状態であり，早急に受診に結びつけた。週1回の通院により，自宅での生活が継続できるようかわったが，不安症状が改善せず増悪したため，叔母と連絡を取り，本人了解の下に入院の選択ができるよう状況を整えた。	

本人，② 家族(親族)，③ 援助関係者に分ける。そして①②③の個々の行為が，B. どのようなニーズを充たそうとして行われたものであるか，及びC. どのような手段を用いて行われたものであるかを，援助過程における保健婦の認識・判断・意図を基に調べる。以上から，援助関係者に働きかけた行為③が，患者や家族への看護の質を高める上で，どのような意味を持っているかを検討する。

Ⅲ. 結 果

1. 働きかけた行為の件数，行為の対象

逐語記録から，事例1は54件，事例2は37件の合計91件の行為を抽出した。保健婦が働きかけた行為の対象は，① 本人：24件，② 家族：16件，③ 援助関係者：51件であった。対象の具体内容をみると，家族は，長女(事例1)及び叔母(事例2)であり，援助関係者とは，表2に示すように，事例1では12の種別に及ぶ保健・医療・福祉関係者，事例2では7の種別に及ぶ保健・医療・福祉関係者であった。

2. 行為の内容

本人に対する行為は，訴えを聞く(6件，以下数字の

み示す)，行動を共にする(4)，状態を把握する(4)，情報を伝える(3)，励ます(2)，提案する(2)，話し合う(1)，話をして聞かせる(1)，相談にのる(1)の内容であった。家族に対しては，話しや考えを聞く(5)，相談する(4)，情報を伝える(4)，訴えを聞く(2)，状態を把握する(2)の内容であった。一方，援助関係者に対しては，依頼する(22)が顕著に多く，他に，相談する(8)，情報を伝える(8)，情報を聞く(7)，確認する(1)，検討する(1)，相談にのる(1)の行為が行われていた。

表 2 働きかけた対象の種別

対 象	事 例 1	事 例 2	計
①本人	本人 (3)	本人 (21)	24
②家族	長女 (14)	叔母 (2)	16
③援助関係者	主治医 (11) 病院婦長 (5) 病院看護婦 (2) 病院付添婦 (1) 保健所長 (2) 保健所保健指導課長 (2) 保健所保健婦 (1) 村保健婦 (8) 村訪問看護婦 (2) 村保健課長 (1) 村福祉課長 (1) 村社会福祉協議会会長 (1)	主治医 (5) 児童相談員 (3) 社会福祉事務所職員 (1) 福祉施設生活指導員 (1) 福祉施設嘱託医 (1) 保健センター長 (1) 民生委員 (2)	51
計	54	37	91

()内の数字は行為の件数を示す。

3. 充たそうとしたニーズと用いた手段との関連

1) 本人への働きかけ

本人のニーズを充たすために，直接本人に働きかける手段が用いられていた(12件)。ニーズの具体内容をみると，心身の状態・気持ち・日常生活の把握，不安の受け止め，相談相手，意思決定や行動化の促進であった。

また，家族員のニーズを充たすために，本人に働きかける手段が用いられていた(2件)。これは，家族員の健康や生活面のニーズ，あるいは，患者本人を家族としての立場から援助していくことへのニーズをつかもうとした時に，家族と直接面会できない状況下において選択された手段であり，本人から家族員の健康や生活，別居家族や親族の居住地や職業，本人との交流具合をつかむことが行われていた。

2) 家族への働きかけ

本人のニーズを充たすため，家族員に働きかける手段

があり（1件）、それは、病状により他者とコミュニケーションが取れない状態にある本人の意向を明らかにするニーズを充たすものであった。

また、家族員のニーズを充たすために、その家族員自身に直接働きかける手段（9件）と、別の家族員に働きかける手段（3件）が用いられていた。前者にみられた具体的なニーズとは、介護に直面した家族員の気持ちの把握、気持ちの受けとめ、意思決定を助ける、望む生活像の明確化、介護能力の査定、知識・技術習得への動機づけに応じるものであった。一方、後者は、長女の夫が義母の退院と在宅介護開始を気持ちよく受けとめられるように、長女を通じて夫の考え方を把握することや、本人の入院に際して、同居している高齢の父と高校生の娘の生活を整えるために、叔母に中心になって考えてもらったり、県外に嫁いでいる本人の妹が本人の保護義務者となることを受け入れられるように、叔母に仲介役を担ってもらったりするものであった。

その他に、家族生活の方向性を決定するニーズに対して、家族の一人に働きかけて、家族全体の意向をとらえる手段が用いられていた（3件）。具体内容をみると、母親を退院させて在宅での介護を開始するという、家族全体の生活に関わる決定について、長女と話し合い、家族としての意向を確認したものであった。

3) 援助関係者への働きかけ

次のA～Iの手段が用いられていた。具体内容を表3に示す。

A：本人・家族に対する責任性の認識をつかむ

本人・家族にかかわっている援助関係者と直接会い、行っている援助内容について話を聞いたり、援助行為を観察したりする手段により、その関係者の援助者としての責任性の認識具合をとらえ、本人・家族が満足のいく援助が受けられるように、保健婦が関係者にかかわることの必要性や方向性を明確にしようとするものであった。

B：本人・家族の真意を伝達する

本人や家族の気持ちや意向に沿った援助提供が行われるように、協力が必要な関係者には直接会って、本人や家族の真意を伝えるという手段が用いられていた。そうすることにより、関係者が本人・家族の立場に立って問題の理解ができるよう促そうとしていた。これは、本人や家族の意向や満足、意思を尊重するニーズを充たすものであり、関係者にかかわる前に、本人・家族の真の気持ちや意向がどのようなものであるかを充分につかもうとする、保健婦の行為が存在していた。

C：保健婦側の真意・熱意・誠意を伝達する

上記のように本人・家族の真意を協力が必要な関係者

に伝えると共に、協力を得たい具体的事項について相談を持ちかけたり、質問したりして、本人・家族の真意に沿った援助を実現させたいと考えている保健婦側の真摯な気持ち・熱意・誠意を関係者に伝える手段を用いていた。具体内容をみると、病院勤務医である主治医に対して、在宅ケアに対する理解や協力を引き出そうとする行為であり、本人や家族の意向を十分に反映した医療方針の決定や医療体制確保のニーズを充たすものであった。

D：人（組織）同士の既存の関係性を活用する

接近しようとする関係者に直接かかわる前に、その関係者について知っている人から予備情報を入手して、関係者にかかわる方略を考えたり、既にその関係者を知っている人に同席を依頼して関係者との面会場面をつくったりする手段が用いられていた。それにより、初期の時点から関係者との関係の質を深め、関係者から質の高い協力を引き出そうとするものであった。この手段は、援助の必要性を表明していない患者への面会や、家族の意向を受けて保健婦側から主治医に相談を持ち込む場合のように、関係者にとって保健婦がかかわることの理由が見えにくい状況下において用いられていた。その背景には、誰がどのような外部資源（人材・機関）とつながり、どのような情報を有しているかを日頃から注意深く把握しておき、それを個別援助過程において関係者に接近するときに活かそうとする保健婦の考えが存在していた。

E：組織内における専門役割や、職位によって規定される責任性・指導性・影響力を活用する

ある関係者に働きかけようとする時には、その人に影響力のある、別の関係者を介在させることにより、保健婦が直接ある関係者に働きかけるよりも、質の高い介入効果をねらった手段が用いられていた。介在させる別の関係者の人選に際しては、職種としての専門役割や、職位によって規定される責任性・指導性・影響力を考慮していた。具体例をみると、退院を希望している本人の医療ニーズを充たすために、退院後に及んで主治医に責任を果たしてもらうことが必要と考えて、保健所長や保健指導課長を介在させて主治医に接近したり、また、家族の介護負担軽減のニーズを充たすためには、病院看護婦にも患者入院中に実施できる家族教育の重要性を認識してもらうことが大切と考えて、病院婦長や主治医にも保健婦の意図を伝えるようにしていた。

F：地域における個々の外部資源と保健婦との協力関係を蓄積し、その関係を活用する

過去の援助事例において、保健婦と地域内の人材や施設等との間で協力し合えた関係性を、新たな別の事例への援助に際しても積極的に活かす手段が用いられていた。

表3 援助関係者への働きかけに用いた手段と対応したニーズの内容

*) 太字は、患者本人のニーズへの対応を示す

用いた手段	対応したニーズの内容*)
A：本人・家族に対する責任性の認識をつかむ 病棟を訪問し、看護婦に本人の病状や看護内容について尋ねる。付添婦に聞いて欲しいと回答あり 病室を訪ね、本人の入院状態を観察し、付添婦による介護状況を把握する	管内病院看護婦の看護に対する責任性 管内病院看護婦の看護に対する責任性
B：本人・家族の真意を伝達する 家で満足のいく介護をしてあげたいという母を思う長女の気持ちを主治医に伝える 退院を決断した家族の意志を保健婦から主治医に伝達し、主治医の協力を要請する 受診時には本人の満足がいくよう、気持ちを受けとめてあげて欲しいと主治医にあらかじめ依頼しておく 本人の意志を無視した強制的な入院とならないように、時間をかけて説得して欲しいと主治医に依頼する	長女の意向に対する主治医の理解促進 家族の選択に対する主治医の理解促進 本人の満足のいく受診実現 本人の意思尊重
C：保健婦側の意志・熱意・誠意を伝達する 母親を思う長女の気持ちを支援したい保健婦の意向を主治医に伝える 本人の退院可能性について医学的判断を仰ぐ。IVH から経管栄養へ移行すれば可能性ありと回答あり 退院後の医療体制について主治医に相談。往診は開業医に依頼、緊急時は自分が対応するとの回答あり	長女の気持ちに対する主治医の理解促進 本人・家族の意向を反映させた医療方針 在宅療養における医療の確保
D：人（組織）同士の既存の関係を活用する 村保健婦に本人・家族や主治医と関わったことがあるか尋ねて、情報をもらう 保健所長は医師会とのつながりがあるので、入院先病院・主治医に関する情報をもらう 保健指導課長は保健所管内の病院婦長と会議を行っている。入院先病院の看護について情報をもらう 主治医と面識のある村保健婦に、主治医への相談の場に同席してもらう 本人と面識のある児童相談員に同行してもらい、本人を訪ねる	本人・家族の理解、主治医の考え方の推察 在宅ケアに対する主治医の関心具合の推察 病院看護婦との協働可能性の推察 主治医に対する相談の受け入れの促進 本人に対する援助者の受け入れの促進
E：組織内における専門役割や、職位によって規定される責任性・指導性・影響力を活用する 保健所長や保健指導課長から「主治医と会ってきたらよい」と応援を得て、主治医面会の申し入れを行う 保健所長の挨拶を主治医に伝え、所長の了解の下に保健婦が相談に訪れたことを主治医に認識させる 保健指導課長に同行してもらい、保健所からの依頼事項として関係者会議への出席依頼を主治医に行う 医師である保健所長にも関係者会議同席を依頼し、主治医に対して医師としての責任性を喚起させる 退院後、村の保健福祉サービスを活用することを予測し、村保健婦の協力をあらかじめ得ておく 治療責任者である主治医の了解を得ておき、退院に向けての家族教育が病棟で実施できる状況をつくる 退院に向けての家族教育が、病棟内でどの程度進められているか婦長に確認したり、再度依頼したりする 在宅療養準備状況を婦長に伝え、退院後の生活を視野に入れた病院看護の実施を意識づける 村保健課長へ研修の情報提供を行い、非常勤訪問看護婦が学びながら働ける職場の環境づくりを促す	本人・家族と主治医との意思疎通の改善 責任ある医療の提供 責任ある医療の提供 責任ある医療の提供 家族の介護負担軽減 家族の介護負担軽減 家族教育に対する病院看護婦の関心喚起 退院を視野に入れた病院看護の実施 村の訪問看護サービスの質の向上
F：地域における個々の外部資源と保健婦との協力関係を蓄積し、その関係を活用する 退院後の本人・家族の経過を主治医に報告することにより、主治医協力の成果を確認し合う 特別養護老人ホーム生活指導員や嘱託医にデイサービス通所時の父親の状態を尋ね、相談し合える関係をつくる 民生委員とは、母親が寝たきり・妻が糖尿病のため関わりがあった。本人がトラブルを起こした住民への事情聴取と本人への偏見回避を民生委員に依頼し、同じ近隣者の立場から仲介役を担ってもらう 3年前から管内精神病院医師が保健センターの精神保健相談嘱託医となり、事例検討会を開始した。嘱託医の部下の医師に、初回の家庭訪問への同行を依頼した 本人の入院に備え、父親の福祉施設一時入所の必要性を検討し、必要時には手続きが迅速に行われるよう、福祉事務所職員にあらかじめ状況を伝えておく	在宅ケアに対する主治医の関心の強化 父親の健康・生活への援助 近隣者と協調した地域生活の継続 受診の必要性・緊急性に対する医学的判断 父親の健康・生活の維持
G：公的な話し合いの場を活用する 保健所保健福祉サービス調整推進会議の制度を活用し、主治医、病院婦長、村の福祉課長、社会福祉協議会長、訪問看護婦を参集し、事例にとって望ましいケアのあり方について検討する 村保健婦から提起しても改善されにくい村の福祉サービス運用方法について、公的会議の場で話題とする 保健婦一人で判断するよりも、複数の専門家で決断した方がよいと考えて意見交換を実施する 受療開始後1カ月を経るが、症状の改善のない状況に対し、援助者を参集し、援助方針を検討する	主治医の理解促進、必要な医療・看護内容・援助体制、福祉サービスの明確化 入浴サービスの実施回数の確保 受診の必要性・緊急性の判断 援助方針・援助体制の評価
H：良質な援助提供のための仕組みをつくる 看護サマリー作成を病院婦長に依頼し、病院から地域への看護の質を継続させるための体制をつくる 本事例を村で計画中の訪問看護事業のモデル事例として、村保健婦に認識してもらう 村の保健婦・訪問看護婦と共に、村の在宅療養者への援助方法を検討する場を月1回定期に持つ	管内地域の看護サービスの質の向上 計画中の訪問看護事業の質の向上 村の訪問看護サービスの質の向上
I：教育的・啓発的な働きかけを継続する 家族教育の重要性を病院看護に認識してもらう働きかけを、別事例においても行う 患者入院中から家族が介護技術の学習ができるよう、保健所の介護教室を見直し対象者の枠を拡大する 村の訪問看護婦が在宅ケアにやりがいを感じて働けるように、技術的にも精神的にも相談相手となる	家族による介護の価値の向上 家族による介護の価値の向上 村の訪問看護サービスの質の向上

それにより、退院後の医療確保、受療にかかわる緊急対応、本人と近隣者とのトラブルへの対処、家族員と直接面会できない状況下での家族員の健康状態の把握、本人入院時における同居家族への対応のように、生命の危険や地域の偏見を回避し、社会生活の継続をはかるというニーズに対して、迅速に、しかも本人・家族にとって精神的に負担がかからない状態で、関係者からの援助が確実に受けられることを可能にするものであった。

G：公的な話し合いの場を活用する

保健所保健福祉サービス調整推進会議のような、行政の枠組みを活用した公的な話し合いの手段を用いることにより、本人や家族への援助にあたり協力を呼びかけたい、地域内の医療・福祉関係者に、責任ある立場で参集してもらうことができていた。そうして、本人のニーズを中心に据えた援助についての協議を実現させて、医療・看護・福祉サービス提供にかかわる関係者自身の役割認識を促し、本人にとって真に必要な援助を組織化することができていた。

H：良質な援助提供のための仕組みをつくる

個別のニーズに対応した看護サービスが、質の高い状態で継続して行われるように、看護サービス提供にかかわる仕組みを開発し、組織内にそれを設定する手段が用いられていた。病院退院時に看護サマリーの作成を開始したり、在宅ケア事例を資料化して、訪問看護ニーズを明示したり、事例検討会の定例化により、看護職が援助のあり方について互いに検討できる場をつくったりすることが行われていた。それらの仕組みの開発・設定は、地域内の看護サービス自体の質を向上させるニーズを充たすものであった。

I：教育的・啓発的な働きかけを継続する

ケア提供にかかわる地域内の関係者が、家族介護の価値を認識するニーズを充たすために、教育的・啓発的な働きかけを継続する手段が用いられていた。それは、退院患者について、病院看護婦と家族援助のあり方について一緒に考える機会を個別援助の過程で創り出すことや、従来、保健所で行っている介護教室内容を見直して、多くの住民が介護の教育機会を持てるようにしていくものであった。それには、一つの個別事例において課題となった関係者とのかかわりを、別の事例においても継続して追求し、望ましい援助のあり方を明らかにしようとする保健婦の考えが基盤にあった。

IV. 考 察

援助関係者に対する保健婦の働きかけについて、行為内容や、充たしていたニーズ、創出した手段の観点から

特徴を検討し、看護行為としての意味について考察する。

1. 援助関係者に対する働きかけの特徴

1) 行為内容

援助関係者に対する行為内容を量的にみると、「依頼する」が顕著に多かった。依頼する行為とは、自分から協力を得たい相手の元へ出向いて理解を求め、協力を要請する能動的な行為である。それ故に、真に本人・家族の立場に立っていないと貫けない行為であり、保健婦が本人・家族の意向を充分踏まえて、援助関係者にかかわっていることがうかがえる。また他にも、援助関係者に対して、「相談する」「情報を聞く」「確認する」があり、それらも「依頼する」と同様に、保健婦が患者の立場になり代わって、援助関係者にかかわっていることを示すものと考ええる。一方、本人・家族に対する行為をみると、「訴えを聞く」「行動を共にする」「状態を把握する」「話や考えを聞く」であり、それらは、本人・家族を保健婦自身がまず受容し、考えや意向を充分理解しようとするものと考えられる。

以上より、援助関係者に働きかける行為は、保健婦側から協力を得たい関係者の元に飛び込んでいくような能動性が求められる行為であるが、その行為の基底には、本人や家族の真の気持ちや意向を理解しようとして、本人・家族にかかわる行為が重要な意味を成していることが示唆された。

2) 充たしていたニーズと創出した手段

保健婦が行った援助関係者への働きかけには、表3でみたようにA～Iの手段が用いられていたが、本人・家族のニーズとの関連で整理すると、その行為の特徴は、次の3つに集約できるものと考ええる(図1)。1つには、関係者に対して、直接、本人や家族の真の気持ちや考えを、保健婦の熱意や誠意を示しながら伝えることにより、関係者自身が本人や家族の状況を理解するのを促し、本人や家族に対して関係者が行う援助を、本人や家族の意向に沿った内容に整えていくことである(手段A・B・C・I：図1-1)。Bromquistら⁵⁾は、関係者が患者ニーズを認識してケア計画が立てられるよう助けることは、患者をadvocateするために保健婦が果たすべき機能の一つであるとしており、本研究においては、その行為における看護の意味を再確認できたといえる。また2つめに、協力を要請したい関係者に対しては、その関係者にとって影響力のある他の関係者(あるいは仕組み)を介在させることにより、本人や家族への援助に対する関係者自身の責任性を喚起させて、本人や家族の意向に沿った援助を関係者が主体的に行うのを可能にすることである(手段D・E・H：図1-2)。以上のように関

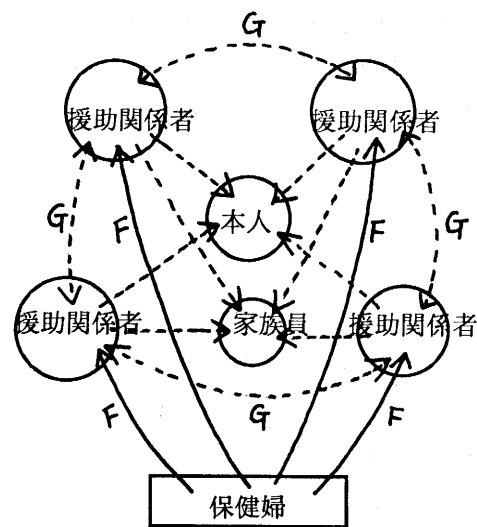
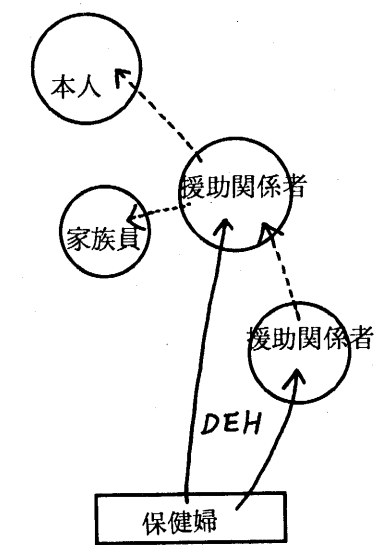
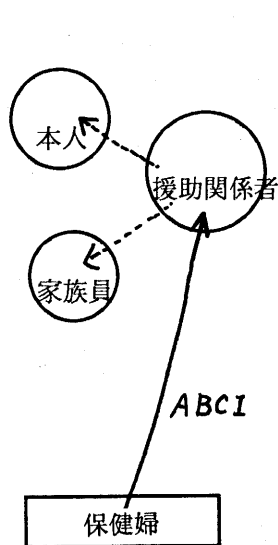


図1-1 直接働きかける

図1-2 他の関係者を介在させる

図1-3 援助関係者同士をつなげる

図1 援助関係者に対する働きかけに用いた手段（英字は表3のA～Iに対応する）

係者の、本人や家族に対する理解や責任性の認識を高める行為は、地域内における多種多様な援助サービスを、患者や家族の意向に沿った内容に整えていく上で重要であり、関係者に対する教育的な働きかけの意味を包含するものと考ええる。また、3つめに、保健婦が直接、個々の関係者の認識に働きかけた体験を、地域内に集積させ、さらには、それら個々の関係者同士が協力し合えるような相互の関係性をつくり出すことである（F・G：図1-3）。そうすることにより、関係者の存在そのものを、本人・家族にとって必要な時に的確に対応してもらえる、地域内の援助資源として整える意味を有するものと考ええる。

2. 援助関係者に対する看護行為の意味

米国の National League for Nursing の定義にみるように、保健婦には、他の保健医療関係者の行うサービスと自分が行うサービスとを織り込む（interweave）役割があることが協調されてきた⁶⁾。また、在宅ケアにおいては、ケアをコーディネートする援助の重要性が指摘されている^{7) 8) 9)}。しかし、これらのことは、単に、保健婦が地域内の援助資源を本人や家族が受け入れられるよう、本人や家族に一方的に働きかけることを意味するものではないことが、本研究結果から明確になった。関係者に対しては、本人・家族の個々の気持ちや意向を充分認識してもらうことや、関係者自身が本人・家族に対して果たせる責任性に気づいてもらうような意図的な働きかけが重要である。そうすることによってこそ、本人

や家族の意向に沿った質の高い医療・看護・福祉サービスの実現や、患者・家族の生活の営みそのものを社会的に豊かな内容に整えることが可能であり、本人や家族にとって満足のいく地域のケア体制づくりを推進することになると考える。

＜引用文献＞

- 1) 宮崎美砂子：公衆衛生看護の援助過程における判断に関する研究，千葉大学博士論文，1996
- 2) 北代直美：PT，OT との共働をめぐって，看護展望，19(11)：1226-1230，1994
- 3) 田島悦子：看護部門と他部門の業務分担，看護展望，19(11)：1208-1211，1994
- 4) 梅津キミ，脇田由美子：栄養士との共働をめぐって，看護展望，19(11)：1217-1222，1994
- 5) Blomquist K., Stanhope M., Bailey E., Sheahan S.: THE COMMUNITY HEALTH NURSE AS CLIENT ADVOCATE, in COMMUNITY HEALTH NURSING, ed. by Stanhope M., Lancaster J., 741-759, 1ed; MOSBY, 1988
- 6) 平山朝子，宮地文子編：公衆衛生看護学総論1，第1版，日本看護協会出版会，1990
- 7) Kenyon V., Smith E., Hefty L. V., Bell M. L., McNeil J., Martaus T.: CLINICAL COMPETENCIES FOR COMMUNITY HEALTH NURSING, Public Health Nursing, 7(1)：33-39,

1990

8) 平野かよ子 : ケア・コーディネーションの行政的背景と保健婦のコーディネーション機能の向上, 保健婦

雑誌, 50(10) : 772-777, 1994

9) 新津ふみ子 : ケア・コーディネーション入門, 第1版, 医学書院, 1995

THE MEANING OF NURSING ACTIVITIES IN REGARD TO PARTICIPANTS IN COMMUNITY CARE

Misako Miyazaki, Asako Hirayama
School of Nursing, Chiba University

KEY WORDS

Participants in Community Care
Patients Needs
Nursing Activities

The purpose of this study was to identify the meaning of nursing activities in regard to participants in community care.

The experiences of two public health nurses were selected through non-structured interviews. Their nursing activities on: 1. patient, 2. family members and relatives, and 3. participants in care, these meanings, and each patient's needs were examined.

The characteristics of the nursing activities in regard to participants were discussed.

Findings show that:

1. Requesting and consulting doctors and other staff were identified as their most frequent nursing activities.

2. The nursing activities in regard to participants would enable patients to obtain adequate medical, nursing and social welfare services.

Added to this, the nursing activities in regard to participants would enable patients to obtain good relationships with neighbors.

3. Three kinds of meanings were identified; communicating with participants in care directly, using the other participants as intermediary and coordinating participants in community care.

The findings suggested that the meaning of nursing activities in regard to participants in community care were to facilitate their understanding of sensitivity to the patient/family needs and their understanding of accountability for patient care, and to promote organizing health care support which people need in their community.